

後期高齢者医療制度の保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と

65歳以上で一定の障がいがあり、加入を希望した人が被保険者になります。

被保険者が納める保険料は、医療給付費の大切な財源となります。

令和5年度分の保険料額決定通知書は7月中旬に届きます。



保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額66万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

均等割額と所得割率は県内均一です(表1)。

保険料の納め方

●特別徴収(年金天引き)

年金額が年額18万円以上の人(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人を除く)が対象です。年6回の年金受給月に自動的に天引きされます。

●普通徴収(納付書、口座振替)

年金額が年額18万円未満の人

や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人が対象です。保険料額決定通知書と一緒に届く納付書か口座振替で納付してください。

特別徴収の対象となる人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

○年度途中で75歳になった、または65歳以上で一定の障がいがあり被保険者となった

○年度途中で転入した

○修正申告などで、保険料額の変更があった

○年金差し止めなどで、年金の支給が一時停止された

○口座振替を希望する人は、被

保険者証、預金通帳、届け出印

を持参し、納付書の裏面に記載

されている金融機関で申し込ん

てください。

特別徴収から口座振替に変更を希望するときは、金融機関に申し込んだ後、市役所の窓口でも手続きが必要です。

保険料の納付先・納付期限

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回、納付期限は各月の末日(12月は25日)です。市役所、金融機関、郵便局、コンビニで納められます。

※納付期限が休日の場合は、翌営業日です。

保険料の軽減制度

世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます(表2)。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所

【表1】令和5年度の保険料＝均等割額＋所得割額*
(1人当たり)

県内均一	均等割額	43,400円
	所得割率	8.39%
	賦課限度額	660,000円

※所得割額＝(総所得金額等－43万円)×所得割率

【表2】均等割額の軽減基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
43万円 ＋{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下	7割	13,020円
43万円＋(29万円×世帯内の被保険者数) ＋{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下	5割	21,700円
43万円＋(53.5万円×世帯内の被保険者数) ＋{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下	2割	34,720円

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人が2人以上いる場合は、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- 給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
- 65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。
- 65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

保険料を納めなかった場合

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、被保険者証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続くと、

得割額の負担はなく、均等割額は、加入した月から2年間5割軽減となります。

財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課

☎043・308・6768

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5882